「子ども脱被ばく裁判」への公正な審議と判決求める第1次署名

仙台高等裁判所第1民事部御中

国や地方自治体は、いざとなれば市民を守ってくれる、私たちはそう信じていました。しかし、その期待は裏切られました。2011 年 3 月、東京電力福島第一原子力発電所事故直後から、市民が自らを守るために必要な情報は隠され、逆に根拠のない安全宣伝が繰り広げられ、市民を防護するための基準は大幅に切り上げられ、多くの人々は無防備なまま汚染地に縛り付けられました。「被ばくは可能な限り避けるべきだ」という原則が捨てられ、「子どもは大人よりも被ばくに弱い」という当然の事実も無視されました。無用な被ばくを強いられた子ども達は、不安を抱えながら今後の人生を生きなければなりません。

放射性物質は、今でも「聖域」にあり、他の公害物質よりもはるかに高い基準がまかり通っています。年20mSv基準による健康リスクは、他の公害物質の環境基準による健康リスクの7000倍です。セシウム含有不溶性放射性微粒子の危険性はいまだに人々に周知されていません。放射性物質の基準を他の公害物質と同じレベルまで引きずり降ろさなければ、私たちは子ども達を守ることはできません。

第一審の福島地裁判決は、国や地方自治体の行為のすべてを「裁量の範囲内」とする粗雑な論理で是認し、子どもの命を守る判断は下しませんでした。よって、この一審判決では、不幸にも次の原発事故が起きた時、再び子どもを無用な被ばくに晒すことになります。それを防ぐ唯一の道は東電福島第一原発事故後、福島県や政府がとった政策のどこが誤りであったのか、またなぜそうなってしまったのかを明らかにすることです。私たちは、貴裁判所に対し、福島原発事故後を生きる子どもたちを守るために、国や地方自治体の理不尽な政策の是非について、丁寧且つ迅速に、公正な審議・判決をしていただきますよう要請します。

氏名	住所
	都 道
	府 県
	都 道
	府 県
	都 道
	府 県
	都 道
	府 県
	都 道
	府 県

- ■呼びかけ・集約団体 子ども脱被ばく裁判の会原告団 代表 今野寿美雄
- ■集約先 〒522-0043 滋賀県彦根市小泉町 78-14 澤ビル 2 階 井戸謙一法律事務所 TEL・0749-21-2460 FAX・0749-21-2461
- ■署名は判決まで継続します。期日毎に裁判所に提出しますので、こまめにお送りください。
- ■本署名は裁判所提出のみに用い、それ以外の用途に用いません。